

「成育医療等基本方針」に基づく評価指標

令和7年10月28日

こども未来局

○ 本市における評価指標の設定について

「成育医療等基本方針に基づく評価指標」（以下「成育評価指標」という。）のうち市町村レベルの指標を評価指標として設定する場合は、全国の「成育評価指標」の目標値を参考に、地域の状況に応じた具体的な評価指標や目標値を設定することとされています。本市では、「成育評価指標」の市町村レベルのうち全国の目標値が設定されている8項目を本市の評価指標として設定します。

「成育医療等基本方針」に基づく評価指標

	指 標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
1	産後1か月時点での産後うつのハイリスク者の割合	10.6%	9.8%
2	産後ケア事業の利用率	4.1%	15.8%
3	妊婦の喫煙率	1.4%	0%
4	妊産婦の歯科健診受診率	48.2%	50.6%
5	乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	4か月児 95.2% 1歳6か月児 84.8% 3歳児 68.6%	4か月児 97.3% 1歳6か月児 85.0% 3歳児 70.0%
6	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	62.1%	90.0%
7	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	90.8%	95.3%
8	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合	4か月児 87.5% 1歳6か月児 79.4% 3歳児 72.4%	4か月児 92.0% 1歳6か月児 85.0% 3歳児 75.0%

※ 指標の定義

- 1：産後1か月までにエジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）を実施した褥婦のうち、その結果が9点以上の褥婦の割合
- 2：当該年度内に出生した人のうち、「産後ケア事業」を利用した人の割合
- 3：乳幼児健康診査問診回答状況（母子保健課調査）の「妊娠中、お子さんのお母さんは喫煙をしましたか。」の項目において、「妊娠中に喫煙があり」と回答した人の割合
- 4：妊娠の届出をした人のうち、歯科健診を受診した人の割合
- 5：乳幼児健康診査問診回答状況（母子保健課調査）の「乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合」の項目において、「いずれにも該当しない」と回答した人の割合
- 6：乳幼児健康診査問診回答状況（母子保健課調査）の「育てにくさを感じたときに対処できる親の割合」の項目において、「育てにくさ」を「いつも感じる」又は「時々感じる」と回答した人のうち「相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っている」と回答した人の割合
- 7：乳幼児健康診査問診回答状況（母子保健課調査）の「この地域で子育てをしたいと思う親の割合」の項目において、「そう思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合
- 8：乳幼児健康診査問診回答状況（母子保健課調査）の「お母さんはゆったりとした気分でお子さんと過ごせる時間がありますか」の項目において、「はい」と回答した人の割合

※ 基準値及び目標値の設定

- 1：【基準値】国の「令和6年度母子保健事業の実施状況等調査」における実績値とする。
【目標値】「成育医療等基本方針に基づく評価指標」における国の目標値は「減少」と設定されているが、本市基準値は、国の直近値（令和5年度 9.8%）を下回っていることを踏まえ、国の直近値を目標値とする。
- 2：【基準値】「産後ケア事業の実施状況」（令和6年度）における実績値とする。
【目標値】「成育医療等基本方針に基づく評価指標」における国の目標値は「増加」と設定されているが、本市基準値は、国の直近値（令和5年度 15.8%）を下回っていることを踏まえ、国の直近値を目標値とする。
- 3：【基準値】国の「令和6年度母子保健事業の実施状況等調査」における実績値とする。
【目標値】「成育医療等基本方針に基づく評価指標」における国の目標値とする。なお「広島市健康づくり計画（元氣じゃけんひろしま（第3次））においても同様の目標値を設定している。
- 4：【基準値】「妊産婦における歯科健康診査の実施状況」（令和6年度）における実績値とする。
【目標値】「成育医療等基本方針に基づく評価指標」における国の目標値を上回っていることを踏まえ、政令指定都市の中で最も高い数値（令和5年度 50.6%）を目標値とする。
- 5：【基準値】国の「令和6年度母子保健事業の実施状況等調査」における実績値とする。
【目標値】「成育医療等基本方針に基づく評価指標」における国の目標値とする。4か月児健診については、国の目標値を上回っていることを踏まえ、本市における過去5年間（令和2年度～令和6年度）の実績値の平均増加率を加算して算出した数値を目標値とする。
- 6：【基準値】国の「令和6年度母子保健事業の実施状況等調査」における実績値とする。
【目標値】「成育医療等基本方針に基づく評価指標」における国の目標値とする。
- 7：【基準値】国の「令和6年度母子保健事業の実施状況等調査」における実績値とする。
【目標値】「成育医療等基本方針に基づく評価指標」における国の目標値とする。
- 8：【基準値】国の「令和6年度母子保健事業の実施状況等調査」における実績値とする。
【目標値】「成育医療等基本方針に基づく評価指標」における国の目標値とする。